

各 位

最低制限価格等の改正について

平成22年12月9日付け「最低制限価格等の改正について」ですすでにお知らせのとおり、工事の最低制限価格等を下記のとおり改正します。

◎ 改正時期

平成23年5月1日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

1 最低制限価格について

- ① 設定方法を見直し平均2%程度を引き上げます（案件毎に引き上げ率が異なります。）。

平成23年1月1日から4月末日までの入札公告及び指名通知分

- ・ 「現行の設定」に一律2%を加算

平成23年5月1日以降の入札公告及び指名通知分

- ・ 「現行の設定」に対して平均2%程度引き上げとなるように、「現行の設定」方法を見直します

- ② 最低制限価格の設定単位は、現行どおりです。
- ③ 対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。

2 総合評価方式の配点基準について

総合評価方式の価格評価の配点基準（最低制限価格に準じた額）も同様に引き上げます。